

## 職員の苦情相談Q&A

### Q 1 誰でも相談できるのですか。

A 人事委員会の苦情相談は、一般職の地方公務員である職員を対象としています。ただし、労務職員及び企業職員は地方公務員法の一部適用除外により対象外となっていますので、任命権者にご相談ください。

また、臨時的任用職員、会計年度任用職員は対象ですが、特別職の職員は対象外となっています。

なお、職員本人からの相談を対象としておりますので、代理人による相談はできません。

### Q 2 相談に応じてもらえるのは、どのようなことですか。

A 任用関係、給与関係、勤務時間、休暇、時間外勤務などの勤務条件その他人事管理に関する苦情や、セクシュアル・ハラスメントを受けている、パワー・ハラスメントなどのいじめやいやがらせを受けているといった勤務環境に関する悩みなどの相談に応じます。相談者である職員本人に関するものに限られ、他の職員の不正の告発などは対象となりません。

なお、昇任、昇給、再任用、分限処分、懲戒処分の決定等任命権者固有の権限、裁量事項であるいわゆる管理運営事項についても相談はできますが、取り得る対応は限られます。

### Q 3 相談したい場合は、どのようにすればよいのですか。

A 相談は、面談、電話、手紙、電子メールのうち、いずれの方法でも相談できます。相談先は、下記のとおりです。

なお、より適切な相談対応のため、面談や電話での相談を希望される場合は、可能な限り事前に、「職員苦情相談申込書」（専用様式）に記入の上、電子メール、郵送又は持参により提出してください。

また、手紙や電子メールでの相談を希望される場合でも、可能な限り専用様式を使用ください。

そのほか、苦情相談制度についての問い合わせは、人事委員会事務局までお願いします。

**面談・電話** 職員苦情相談専用電話（直通）092-643-3949  
（県庁内線）5640

**手紙** 必ず封書で「親展」と朱書の上、送付してください。  
〈送付先〉〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県人事委員会事務局 職員相談員 あて

**電子メール** Eメール：syokuin-kujyousoudan@pref.fukuoka.lg.jp  
福岡県の職員で行コミが使える方は、行コミのアドレス帳からも選択できます。  
利用者名簿 > 人事委員会事務局 > 職員苦情相談

※手紙、電子メールの場合は、所属、氏名、連絡先を必ず記載してください。

**Q 4** 相談したことについて、秘密は守られるのですか。

A 相談者の氏名、所属、職名、相談内容などについては、秘密を厳守しますので安心して相談してください。関係者へ照会や相談内容を伝える必要があるときも、必ず相談者の了解をとります。

**Q 5** 任命権者への相談とどう違うのですか。

A 人事委員会の苦情相談窓口は、地方公務員法第8条第1項第11号に基づき設置しているものです。もちろん、任命権者の相談窓口（健康相談、セクハラ相談等）にも相談できます。

職場内での問題の解決のためには、職場内で話し合うべきことは職場内で、任命権者内で解決できることは任命権者内で相談することが重要であると考えていますが、どこに相談したらよいか迷っている場合、どこにも相談できず悩んでいる場合などは、まずはご相談ください。

【参考：地方公務員法】

第8条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

(1)～(10) (略)

(11) 前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

(12) (略)

2～9 (略)

**Q 6** 相談した苦情は、どのような方法で解決されるのですか。

A 申出人の相談に対し、人事委員会の職員相談員が制度の説明や助言を行います。場合によっては、申出人の了解のもとに、任命権者へ照会あるいは事実関係の調査等を行い、必要に応じ関係者に対する指導、あっせん等を行うなどして適切な解決に努めます。

ただし、内容によっては、相談を継続することが適当でない場合等も考えられますので、その場合は相談を打ち切ることもあります。

**Q 7** 公平審査制度とはどう違うのですか。

A 人事委員会では「勤務条件に関する措置の要求」、「不利益処分についての審査請求」の審査を行っていますが、苦情相談は、措置要求や審査請求には至らない苦情等について、人事委員会が相談に応じるものです。

なお、相談に係る問題について、措置要求や審査請求を受理したときは、当該相談の処理は終了することとなります。

このほか、苦情相談に対する問い合わせは、以下までお願いします。

【問合せ先】 福岡県人事委員会事務局 給与公平課職員係

TEL : 092-643-3958(直通)

又は 県庁内線 5633・5634